

連合なんでも 労働相談ダイヤル

イコウヨ レンゴウニ
☎ 0120-154-052

どうしよう? 困った!
労働問題で悩んだら、
まず連合に相談しよう!



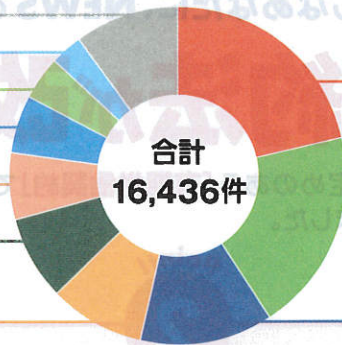
- 専門のスタッフが労働相談に応じます
- 組合員でなくても相談できます
- 秘密厳守!安心して電話してください
- 必要に応じて直接面談も行います
- 組合づくりのお手伝いもします
- ひとりでも入れる組合もあります
- 労働問題は悩むよりもまず相談
- 連合には675万人の心強い仲間がいます
- 問題解決に向けて一緒に頑張りましょう



全国からこんな相談が寄せられています!

労働相談内容の内訳 (2011年)

その他	9.8%
安全衛生関係 (労災、安全衛生等)	3.2%
労働組合関係 (組合結成、不当労働行為等)	4.1%
保険・税関係 (社会保険、税金等)	5.5%
退職関係 (退職金、再雇用等)	6.4%
労働時間関係 (労働時間、休日等)	8.1%
差別関係 (パワハラ、セクハラ、嫌がらせ等)	9.2%



突然、「明日から会社に来なくていい」と言われてしまった。どうしよう?

雇用関係 (解雇、雇止め等) 21.6%

定時になるとタイムカードを押さないといけない。残業しても残業代が払われない。

賃金関係 (賃金未払い、最低賃金等) 19.3%

次の更新時に契約社員から個人請負になってほしいと言われた。大丈夫?

労働契約関係 (契約内容、就業規則等) 12.8%

出所: 連合「なんでも労働相談ダイヤル」2011年1月~12月集計

相談者の方からの声

連合の労働相談ダイヤルをご利用いただいた方から、こんなお手紙やメールが寄せられています。

連合の方に親身になって相談に乗っていただき、大変感激しています。ようやく採用されて、頑張ろうと思っていた矢先に解雇となり、大きなショックを受け、一人で不愉快な思いで悩んでいた時に、連合の存在を知って、お話を聞いていただき、少し気が楽になりました。弱い労働者の味方になって下さり、本当にありがとうございます。

派遣切りが話題になり、自分の立場に危うさを感じ、一人で悩んでいたところ、連合の労働相談を知りました。スタッフの方は、私の疑問や不安な気持ちに真摯に耳を傾け、法の解釈や事例など説明してくださいました。本当にありがたく、心強く思いました。引き続き、非正規労働者の処遇改善に向けての支援をお願いします。

解雇に際して、色々相談に乗って頂きありがとうございました。皆さんの助けで何とか会社に残っていることを実感しています。皆さんの協力で得たチャンスを活かし、前向きな気持ちで頑張っていきたいと思えます。

相談してから早いものでもう1ヶ月経ちました。もう一度御礼を言いたくてお手紙を書きました。本当に連合の皆さんには助けて頂き、その温かい心づかいにも大変感謝しています。本当にありがとうございました。これからも働きやすい職場が増える事を願っています。

安心して働きたい! 連合に相談しよう!

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 2月7日(木)~9日(土) 10:00~19:00

連合奈良



イコウヨ レンゴウニ
☎ 0120-154-052

〒630-8357 奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良2F

【期間以降も常設】

ライフサポートセンター奈良 ☎ 0742-33-1500

〒630-8012 奈良市二条大路南1-3-1 イトーヨーカドー内5F

【期間以降も常設】

合衆

ライフサポートセンター南和 ☎ 0744-24-7830

〒634-0061 橿原市大久保町457-1 大松ビル5F

【期間以降も常設】

パート、アルバイト、派遣社員、
契約社員、嘱託などで働く方、必見です!!

働くときのルールが 変わります!

こんな経験、ありませんか?

何年も働いていたのに突然
「契約更新をしない」と言われた。



正社員には交通費があるのに
パートには全くない。



派遣先に「明日から来なくていい!」
と言われた。



連合キャラクター
ユニオニオン

そんなあなたに、NEWSです!!

労働契約法が改正されました!

1年や6カ月など期間に定めのある「**有期労働契約**」で働く人の雇用の安定などを目的として、
労働契約法が改正されました。

Point!

1

無期労働契約への 転換

有期労働契約が繰り返し更新されて
通算5年を超えるときは、労働者の
申込みにより、期間の定めのない労働
契約(無期労働契約)に転換できる
ようになります。

施行日 2013年4月1日

Point!

2

最高裁判例の 「雇止め法理」の法定化

「雇止め」*について、有期労働契約
でも繰り返して更新され、無期労働
契約と同じ状態であると認められる
場合などは、その「雇止め」に解雇の
ルールが適用されます。

施行日 2012年8月10日

Point!

3

不合理な労働条件の 禁止

有期契約労働者と無期契約労働者
との間で、期間の定めがあること
により、不合理に労働条件を相違させ
ることが禁止されます。

施行日 2013年4月1日

*「雇止め」とは、使用者が契約更新を拒否し、契約期間の満了により雇用が終了させられることをいいます。

派遣で働く方へ

派遣で働く人の保護と雇用の安定を図るため、
労働者派遣法が改正されました。

注目!



2013春季生活闘争中!

すべての労働者の**処遇改善**を追求し
「働くことを軸とする安心社会」を
実現しよう

～賃上げ・労働条件の改善で、
デフレからの早期脱却を～



- 待遇に関する事項などの説明が義務化されます。
- 派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます。
- 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます。
- 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます。

施行日 2012年10月1日

【通常は朝刊掲載】

〒100-0001 東京都千代田区千代田 日本労働組合総連合会